

公私連携保育法人が行う保育及び子育て支援事業の基準

第 1 趣旨

この基準は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 5 6 条の 8 第 2 項の規定により、益城町と公私連携型保育所を運営する公私連携保育法人が締結する協定に定める事項として、同項第 2 号に規定する公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項の詳細（以下「業務」という。）について定めることを目的とする。

第 2 業務の実施条件

1 公私連携型保育所

第 3 保育所、第 4 保育所の運営に関する基本的な考え方

- (1) 保護者及びその児童の意向を十分に反映し、利用者の最善の利益を図るとともに、保育所の効用を最大限に発揮し、児童福祉を積極的に増進すること。
- (2) 保護者及びその児童の健康と安全に十分留意すること。
- (3) 保護者及びその児童の心身の健全な発達が図られるよう適切な支援を行うこと。
- (4) 特別支援保育等、支援が必要な家庭への保育等近年課題とされている保育に積極的に取り組むこと。
- (5) 家庭や地域社会、小学校をはじめ、上益城郡保育連盟及び益城町の関係機関との連携を図り、地域に根ざした運営を行うこと。
- (6) 保育所保育指針に基づく食育を実施し、充実を図ること。
- (7) 自園調理を実施し、安全安心で必要な栄養量を含む給食を提供するとともに、給食及び食材に関する情報提供を適宜行うこと。食材にあたっては、熊本県産材、益城町産材を積極的に採用すること。また、保護者と協議をしながら、アレルギー対応を行わなければならない。
- (8) 保護者及びその児童の平等な利用を確保すること。
- (9) 実費徴収を行う場合は、その趣旨・目的等、事前に保護者への十分な説明を行い、理解を得た上で進めること。
- (10) 個人情報 の 適 正 な 取 扱 い を 徹 底 す る こ と 。
- (11) 公私連携型保育所とする前の益城町立第 3 保育所及び第 4 保育所の保育（別紙 1 の 1）の継承を基本とし、児童福祉法等の関係法令や条例等を遵守し、かつ、安定した質の高いサービスを提供すること。
- (12) 公定価格における処遇改善等加算を活用し、職員の勤続年数や経験年数、

職責に応じた処遇の改善を進めるとともに、離職防止のための研修支援、職場の環境改善、行政が行う保育士確保のための取組に対する協力を行うこと。

- (13) 現在、益城町立第3保育所及び第4保育所が実施している幼児体育指導（月1回）及び英会話（月2回）を継続すること。
- (14) 益城町内の下表に示す部会や郡保育連盟へ加入し、積極的に役職等につくこと。

町人権・同和教育推進協議会就学前部会	町就学指導委員会
町DV防止対策地域協議会	町特別支援実務担当者会議
町健康づくり協議会	町学校保健会
町子どもを守るネットワーク	町保育士会
町給食部会	

- (15) 町及び地区が参加等を依頼する会議、行事、研修会等に参加すること。
- (16) 公私連携型保育所としての運営を開始し、一定期間（6か月～12か月）経過した際に、町が行う第3保育所又は第4保育所の保護者に向けた運営法人に対するアンケートの実施・回収に協力すること。
- (17) 令和3年度「益城町立保育所ICT化環境整備業務」で整備をしたICTシステム「通称コドモン」のシステム利用を引き継ぐこと。

## 2 法令等の遵守

第3保育所、第4保育所の運営にあたっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 児童福祉法
- (2) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- (3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- (4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- (5) 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）及び保育所に関連する通達
- (6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- (7) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）
- (8) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）
- (9) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第75号。以下「設備・運営条例」という。）
- (10) 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和元年条例第21号。以下「運営基準条例」という。）及

び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。）

- (11) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (12) 益城町情報公開条例（平成 13 年益城町条例第 12 号）
- (13) その他公私連携型保育所の運営を行うにあたり遵守すべき法令

### 3 保育時間

保育所の保育時間は次に掲げるとおりとする。

なお、公私連携保育法人が特に必要があると認めるときは、町と協議の上、保育時間を変更することができる。

- (1) 通常保育 午前 7 時から午後 6 時まで
- (2) 延長保育 午後 6 時から午後 7 時まで

### 4 閉所日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

### 5 利用者の範囲

保育所を利用できる児童は、生後概ね 6 か月から小学校就学前までの児童とする。

### 6 職員の配置基準

次に掲げる基準以上の職員を配置すること。

- (1) 保育所での所長の経験が 2 年以上の専任の保育所長を置くこと。
- (2) 保育士の経験年数が 10 年以上の専任の主任保育士を 1 人以上置くこと。
- (3) 設備・運営条例第 46 条第 1 項に規定する保育士、嘱託医及び調理員を置くこと。また、保育士の人数（常勤であることを原則とし、非常勤のものは、その週当たりの勤務日数及び 1 日あたりの勤務時間数に応じて、常勤のものに換算するものとする。）は、同条第 2 項に規定する人数以上とする。ただし、保育士の人数には（4）に規定する者の人数（1 人に限る。）を含めることができるものとし、調理業務の全部を委託する場合は調理員を置かないことができるものとする。

なお、保育士については、保育所における保育士の経験が 3 年以上の保育士（常勤のものに限る。）を 4 人以上置くこと。そのうち、1 人は保育所

における保育士の経験が6年以上であること。

(4) 看護師又は准看護師の資格を有するものを1人以上置くこと。

(5) 事務専任職員を1人以上置くこと。保育所長の兼務は認めない。

### 第3 公私連携保育法人が行う業務の基準

#### 1 入所する児童の保育（集団保育が可能な障害児に対する保育を含む。）

益城町保育所条例（昭和39年益城町条例第8号）及び益城町保育の利用に関する規則（平成27年益城町規則第4号）の規定により益城町が公私連携型保育所町立第3保育所又は第4保育所の入所を決定した児童について、法令等に定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、保育所保育指針及び特定教育・保育施設の運営に関する基準、保育所に関連する国の通達並びに益城町の行政施策に基づき、児童の状況を十分に把握し、必要によっては適切な措置を講じた上で、安全に、かつ十分に配慮し、保育を行うこと。

#### 2 延長保育事業

延長保育事業については、益城町延長保育事業補助金交付要項（平成27年益城町告示第76号）の規定に準じて業務を実施すること。

#### 3 その他子育て支援事業に関すること。

児童福祉法第48条の4第1項に規定する保育に関する情報の提供、相談及び助言を行い、地域住民に開かれた保育所運営に努めること。

また、前段を達成するために必要な事業を実施すること。

#### 4 その他の業務

##### (1) 現在の益城町立第3保育所又は第4保育所との引継ぎ

現在の益城町立第3保育所又は第4保育所から円滑に保育その他の業務を的確に引き継ぐために、町と十分に協議を行い、次の必要な措置を講じること。なお、保育方針、保育方法の変更は、児童と保護者を混乱させるので、当分の間は、現状のものを踏襲し、無理な変更は行わないこととする。

ア 児童に関する健康・発育などの記録を基に、児童一人一人の生活の様子や状況などを調整保育業務（個々の児童の状況等を把握するとともに、保育所に入所する児童及び当該児童の保護者との信頼関係を構築することを目的として、法人の雇用する保育士等が現益城町立第3保育所又は第4保育所に勤務する保育士等と共同で保育を実施するものをいう。）などにより適切に引き継ぐこと。

- イ 保育目標、保育計画、指導計画のほか、各クラスにおける保育内容や子どもの受入れ、引き渡しなどの日々の保育の流れ、年間行事、月間行事、給食、保健衛生、施設管理、安全対策、保護者・地域との関係など保育所運営全般について引継ぎを行うこと。当該引継ぎを受ける者として、令和7年4月以降に主任保育士クラス以上の統括業務を担う保育士等を派遣すること。
- ウ ア及びイの内容を標準として、現益城町立第3保育所又は第4保育所職員との協議を行い、益城町の承認を得た上で、引継ぎに係る計画を策定すること。本計画の進捗については益城町が管理し、必要に応じて指導を行うものとする。
- (2) 保護者との連携  
保護者の意見・要望を聞くための取組を行い、その意向に配慮すること。また、要望・苦情の対応体制を明確にすること。
- (3) 緊急時・災害時の対応  
ア 児童等の急な病気等に対応できるよう薬品等を準備するとともに、急病人、負傷者発生への対応マニュアルを整備し、職員に周知する等、十分な対策を講ずるものとする。なお、事故対応に関しては、運営基準第32条に規定する措置を講ずる義務があるので十分に留意すること。
- イ 災害時等の児童等の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報についての対応計画及びマニュアルを作成し、職員に周知を図り、緊急事態の発生時には的確に対応するものとする。特に町立第3保育所は、浸水想定区域に存するため、緊急時の対応を十分に想定し、危機管理マニュアルを町に提出し、必要に応じた指示を受けること。
- ウ 運営基準条例第2条の規定により適用する運営基準第32条第1項の規定に基づき、深刻な事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
- ① 深刻な事故の発生防止のための指針の整備
  - ② 深刻な事故又はそれに至る危険性のある事態が生じた場合において、当該事故又は事態に係る事実の報告及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備
  - ③ 事故の発生防止のための委員会及びその他の職員に対する定期的な研修の実施
- (4) 適切な情報管理  
業務上知りえた個人情報、個人情報の保護に関する法律の規定を遵守し、漏えい、滅失及びき損等の防止、その他個人情報の適切な管理を行うために、必要な措置を講ずること。